

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、**多世代・多属性が交流・参加するユニバーサル農園の開設**、**障害者等の作業に配慮した生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出 (3,000件 [令和6年度まで])

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、**ユニバーサル農園の運用**等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

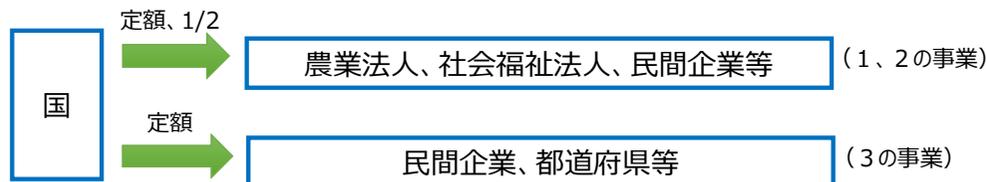
3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福・林福・水福連携の**全国的な横展開**に向けた取組、**農福・林福・水福連携の定着**に向けた**専門人材の育成**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



作業マニュアル作成



ユニバーサル農園*の運用

※ 将来の農業現場での雇用・就労を見据え、多世代・多属性の者が利用できる体験農園

2. 農福連携整備事業



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業 等

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援

農福連携の取組

【事業実施主体】

- ・ 農林水産業を営む法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人
- ・ 地域協議会※
- ・ 民間企業（ほか）



※地域協議会の構成員に市町村を含むこと
 ※※個人に対する助成はできません※※

- ・ 課題の把握
- ・ 事例の蓄積



都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

○ このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進。

実践団体への支援

都道府県への支援

<ソフト対策>

技術習得や分業体制の構築

農福連携支援事業	作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園※ ¹ の導入に必要な経費を支援 ○ 専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等 ○ 職業訓練的体験を提供するユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等 ○ 分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成 (注) 雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外	事業実施期間：2年間 (+自主取組：1年間) 交付率等：定額 上限：150万円/年 300万円/年※ ² (マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算)
-----------------	--	---

※¹ 将来の農業現場での雇用・就労を見据え、多世代・多属性の者が利用できる体験農園
 ※² 農福連携整備事業（ハード対策）の「経営支援型」を実施する場合。

<ハード対策>

農林水産物生産施設等の整備

農福連携整備事業	障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設※ ³ 、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備	事業実施期間：2年以内 交付率等：1/2 上限：下記のとおり※ ⁴
-----------------	---	--

※³ 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。
 ※⁴ 簡易整備型（200万円）、介護・機能維持型（400万円）、高度経営型（1,000万円）、経営支援型（2,500万円）

【農福連携支援事業及び農福連携整備事業の主な要件】

農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。

<ソフト対策>

農福連携を支援する人材の育成

都道府県専門人材育成支援事業	農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアドバイスする専門人材（農福連携技術支援者）※ ⁵ 、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成	事業実施期間：1年間 交付率等：定額 上限：500万円/年
-----------------------	--	-------------------------------------

※⁵ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

※原則、併せ行うこと

ユニバーサル農園の開設とその支援について

- ユニバーサル農園とは、身近で農業に参画できる市民農園（農業体験農園）の活用を通じて、多世代・多属性の交流・参加の多様な場を農業を通じて生み出すとともに、生きがいづくりや精神的な健康の確保等の様々な社会的課題の解決にも資することを目的とするもの。
- ユニバーサル農園を通じて、多世代・多属性の参加者が、農業の持つ様々な機能に触れることで、その価値が広く認知されるとともに、将来の農業現場での雇用・就労を見据えた農業体験等の提供を通じた農福連携の推進や、農園の導入促進による農地の利用拡大も期待される。

ユニバーサル農園の開設イメージ

多様な開設者

NPO法人
社会福祉法人
民間事業者
農業者
農村RMO
都道府県
市町村 等

開設

市民農園（農業体験農園）の形態で開設

見込まれる効果

※農福連携対策で支援する場合は職業訓練的な農業体験の提供が必須

社会参加を促す効果（職業訓練、協同体験の場）
 就農へのチャレンジに向けた技術を習得する場（職業訓練的な農業体験の場）や、農作物の栽培や販売、それらを通じた協同体験を通じ、ひきこもりの方など働きづらさを抱える若年・現役世代の社会参加の場を提供

予防・リハビリの効果（生きがいづくり）
 農作物の栽培や販売、利用者同士の交流による生きがいづくり等を通じ、介護予防や、高齢者、障がい者等の健康増進・社会参加を図るとともに、高齢者、障がい者等へのケアのためにリハビリ等の場を提供

癒しを提供する効果（精神的健康の確保）
 農業の持つ癒しの効果を通じ、精神的不調により休職している社員等のリワークなど、企業の社員等の精神的健康の確保を図る機能を提供

学びを促す効果（農業体験の場）
 学生ボランティア等の参画や学校からの協力を得て、子どもが農業を体験的に学ぶ場の提供や、生産された農産物の子ども食堂等への提供を通じた食育の機会を提供

幅広い参加・農地の利用

多様な参加者

高齢者
障がい者
困難を抱える若年・現役世代
学生ボランティア
子ども

- ユニバーサル農園の募集にあたっての障害者等を優先した選考
- 農園の区画の一部に車椅子等が通行可能な園路の整備、障害者の利用に対応した区画等の設置
- 障害者等の利用に合わせた必要な措置が講じられた施設の整備
- 余剰農産物の利用者による個人・共同販売、フードバンク等への提供等を行うことが可能

都道府県、市町村は自ら開設者となるとともに、地域における導入が促進されるよう、民間事業者等の開設にあたっては、関係部局が連携し、指導者や福祉の専門家の確保等において助言等の協力を行う

支援

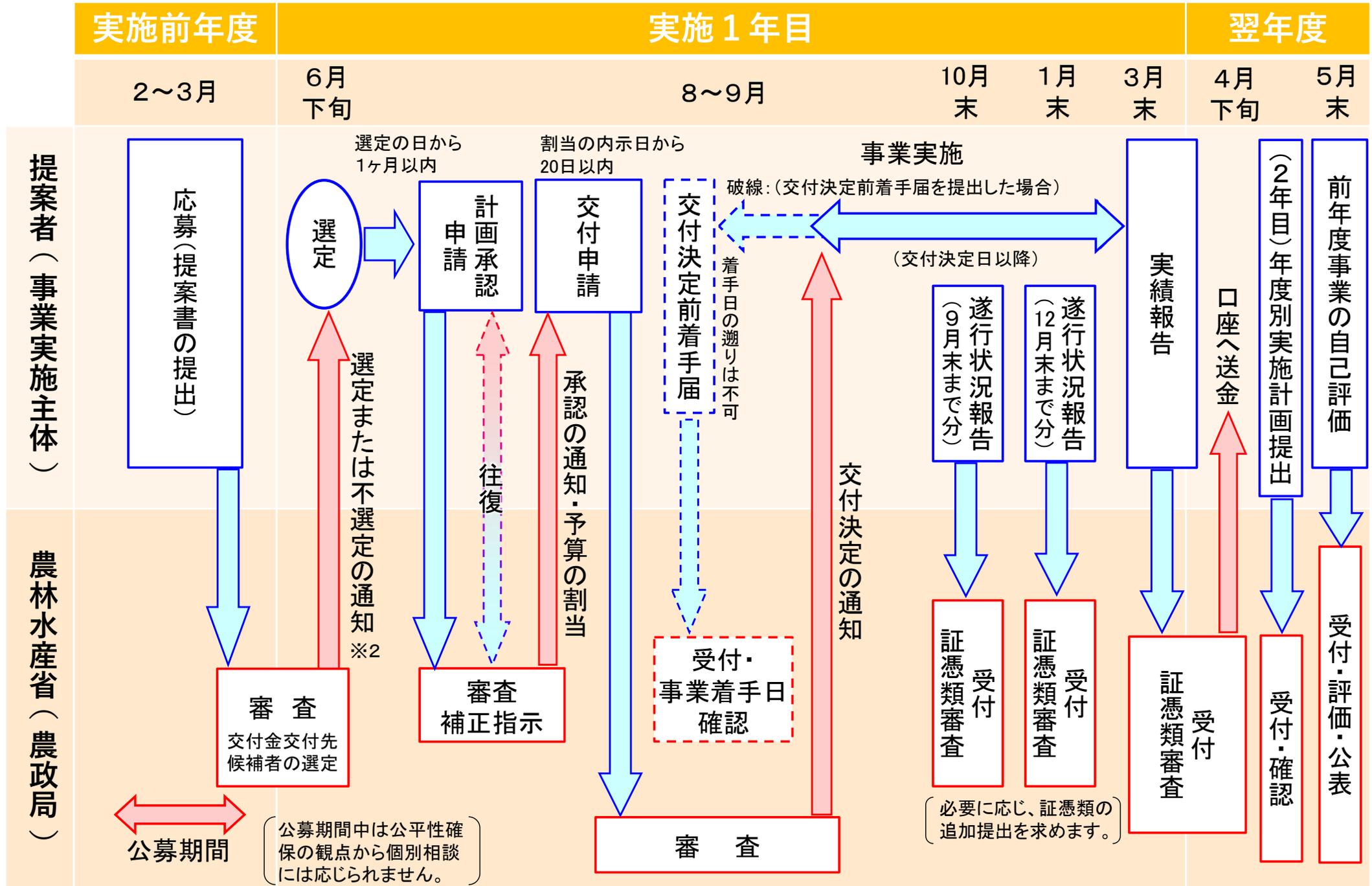
農福連携対策等により開設を支援
 ユニバーサル農園の導入を進めるため、農福連携対策等により支援（農作業の指導者や福祉の専門家の確保等のためのソフト支援や施設整備の支援等）

更なる効果

- 農地の農業的利用の維持と農地の保全（荒廃農地の再利用等による農園の開設による地域の農地の保全等）
- 生産された農産物を子ども食堂、フードバンクに提供（食育、食の支援）
- 余った農産物を農園の庭先等で販売することによる生きがいづくり
- 農業を身近に感じることによる、新規就農者の増加



農福連携対策(ハード事業あり)のおおよそ※1の流れ(1年目)



※1…令和3年度の例です。年度により変動する場合があります。 ※2…ソフト事業のみのご応募の場合は、採択が2ヶ月程度早くなります。